

土砂災害に対する警戒避難体制の整備※に関するガイドライン等について 資料3

※土砂災害防止法(H13.4施行)第7条関係

国土交通省河川局砂防部では、土砂災害防止法第7条に基づき各市町村が実施する土砂災害に対する警戒避難体制の整備について、土砂災害警戒避難ガイドライン(平成19年4月)及び土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(平成17年7月)を作成し、市町村を支援している。また、平成21年9月には、警戒避難に関する具体的な取り組みや実施上のポイント等を集約した土砂災害警戒避難事例集を作成している。

土砂災害防止法第7条

1. 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の長。以下同じ。)は、警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による市町村地域防災計画をいう。)において、当該警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。
2. 市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。
3. 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、第一項に規定する市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

土砂災害警戒避難ガイドライン(H19.4)

国土交通省として、市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援することを目的に、土砂災害に対して特に留意すべき事項として作成

- ガイドラインの構成
- 第1章 土砂災害から身を守るために
 - 第2章 情報の収集・伝達
 - 第3章 避難勧告等の発令
 - 第4章 避難所の開設・運営
 - 第5章 災害時要援護者への支援
 - 第6章 二次災害防止
 - 第7章 防災意識の向上

土砂災害警戒避難事例集(H21.9)

警戒避難ガイドラインに沿う形で、具体的な取り組みや実施上のポイントなどを紹介した資料を作成

事例集の構成と見方

この事例集は、警戒避難ガイドラインに沿った具体的な取り組みや実施上のポイントを紹介しています。各事例は、警戒区域の指定状況、情報の収集・伝達方法、避難勧告の発令状況、避難所の開設・運営状況、災害時要援護者への支援状況、二次災害防止の取り組み、防災意識の向上の取り組みなどについて詳しく紹介されています。

土砂災害ハザードマップ作成のための指針と解説(H17.7)

市町村の長が土砂災害に関するハザードマップを作成するに当たって留意すべき基本事項を定めたものとして作成

活用

せたな町大成区 大成上浦1地区 土砂災害ハザードマップ

平成18年3月に土砂災害警戒区域等に指定されました！

このハザードマップは、警戒区域の指定状況、危険な箇所、避難経路などを示しています。また、警戒区域の指定を受けた場合の対応方法や、避難の心得についても詳しく解説されています。

避難の心得

- 避難の危険な場所があった場合は、速やかにその危険を避けます。
- 避難のルートには車を駐車せず、歩道を避難します。
- 必ず安全を確認し、自動車は停めないうちに避難します。
- 避難する際にガスの元栓は閉め、電気器具のスイッチ、電気のブレーカーを切っておきます。
- ラジオ、テレビなどの災害情報をよく聞き、あわてず落ち着いて行動しましょう。

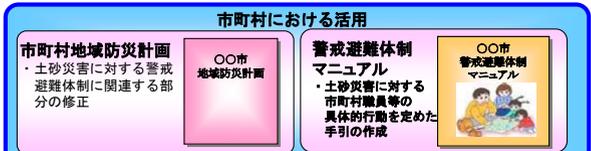
土砂災害警戒区域等に指定されると・・・

- 警戒区域(または警戒区域)に指定されると、土砂災害が発生した場合、住民の生命財産に危険が生じるおそれがあるため、警戒区域に指定されます。
- 警戒区域(または警戒区域)に指定されると、土砂災害が発生した場合、避難物の損壊が生じ、住民の生命財産に危険が生じるおそれがあります。

土砂災害から身を守るために、「日頃の備え」と「早めの避難」を必ずしましょう！

指針に基づいて作成されたハザードマップの事例(北海道せたな町)

活用



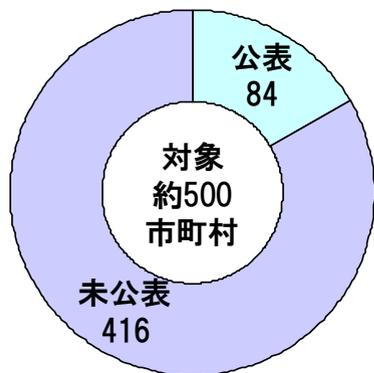
内水ハザードマップ作成の促進

【内水ハザードマップの公表等の状況】

- 近年、局地的大雨の発生回数が増加している上、内水による浸水は、河川の破堤や溢水による浸水よりも発生頻度が高く、社会経済的な影響も大きい。
- 対象約500市町村において、内水ハザードマップの公表が84市町村となっており、防災訓練等での活用も30市町村に留まる。(H21年2月現在)
- 「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」を改定し、地方自治体の内水ハザードマップの作成を促進。
- 内水ハザードマップ作成に関する法令上の規定がない。

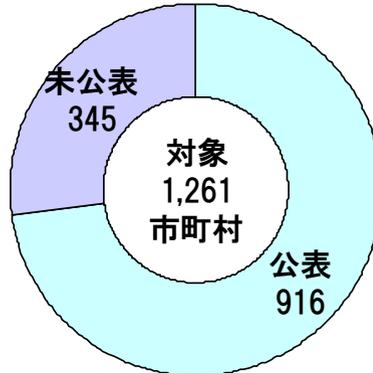
内水ハザードマップ

洪水ハザードマップ



整備率 17%
平成21年2月末現在

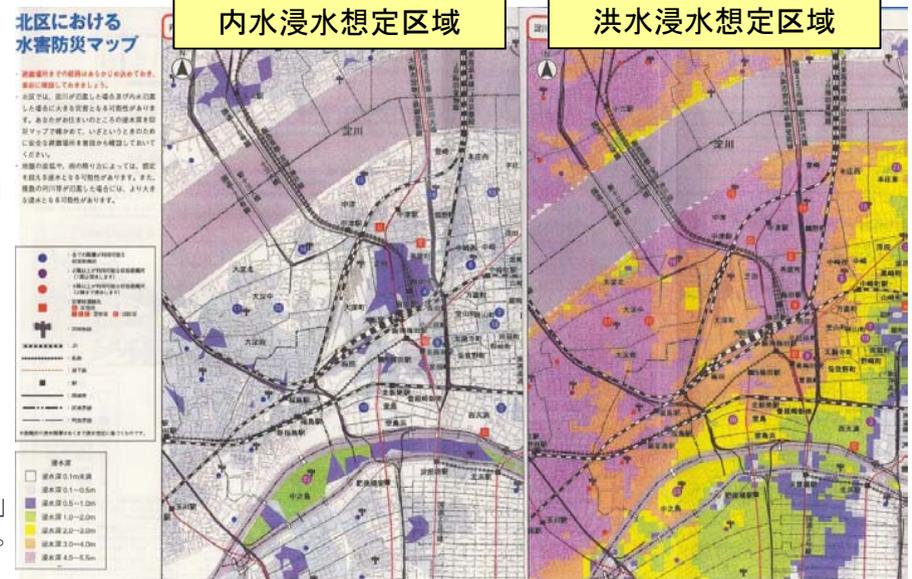
内水被害発生時の「浸水想定区域と浸水の程度」と「避難に関する情報」を記載。



整備率 73%
平成21年3月現在

破堤、氾濫等の浸水被害発生時の「浸水想定区域と浸水の程度」と「避難に関する情報」を記載。

公表の事例：内水と洪水両方の浸水想定区域を表示し提供
〔大阪府大阪市〕



中小河川における局地的豪雨対策WG報告書のポイント(1)

明らかとなった課題

- 急激な河川水位の上昇に対して、現行のシステムでは**適切な避難活動(情報伝達含む)が困難**であった
- 急激な河川水位の上昇に対して、現行のルール・体制では、**陸閘等の河川施設の的確な操作が困難**であった
- **平常時の対応(適切な維持管理、防災力の維持・向上等)が十分ではなかった**

検討の視点

- 現状の技術水準・管理水準を踏まえた対策を重視する
- 地域住民の自主的な避難・防災活動を重視する
- 関係機関等の連携を重視する
- 対策時期の目標を明確に示す

対策の方向性

(1)初動体制の迅速化

降りをはじめからはん濫に至るまでの非常に限られた時間の中で、被害を最小限に抑えるよう、河川管理者や自治体等の防災関係機関が**速やかに初動体制に入るための対策**を講じる。

(2)河川管理者の対応力の向上

局地的豪雨による急激な河川水位の上昇を伴う洪水においても、河川管理施設の操作を的確に行うため、**河川管理者の対応力を維持・向上させるための対策**を講ずる。

(3)「地域防災力」の維持・向上

河川管理者や自治体等の防災関係機関、水防団、自治会、NPO、企業、住民等の多様な主体が各々の役割を十分認識しつつ互いに連携し、自然的・社会的状況に適した**「地域防災力」を維持・向上させるための対策**を講ずる。

(4)防災情報の共有、防災意識の向上

洪水時に住民が「正しい避難行動」をとれるよう、平常時から**防災情報を共有するとともに、防災意識を向上させるための対策**を講ずる。

(5)降雨・河川水位の監視強化、予測の高度化

降りをはじめからはん濫に至るまでの非常に限られた時間の中で、被害を最小限に抑えるよう、可能な限り早い段階で、**河川のはん濫及び被害の発生形態を予測するための対策**を講じる。

(6)適切な河川維持管理の推進

(1)から(5)の対策を推進するためには、当然ながらその前提として、**平常時の維持管理を適切に行うことが必要**である。

中小河川における局地的豪雨対策WG報告書のポイント(2)

1. 初動体制の迅速化

【対策1】ホットラインの活用、また局地的豪雨がもたらす洪水の特性について、防災関係機関の職員の理解度の向上を図るための研修・訓練の実施。

【対策2】簡易的な河川水位や被害の想定方法を整備し、初動体制の発令基準等を見直し。

【対策3】近年の降雨状況等を踏まえた避難判断水位の見直し。

【対策4】レーダ雨量データや河川の流下能力データをもとに洪水の発生を予測する技術開発やシステム等の整備。

【対策5】洪水予報河川や水位周知河川の指定を推進。

2. 河川管理者の対応力の向上

【対策1】局地的豪雨の発生の恐れがある気象状況にある場合は、監視・警戒し、空振りを恐れず速やかに河川管理施設の操作等の体制をとる。また、そのための訓練・研修を実施。

【対策2】河川管理施設の的確な操作の確保。

【対策3】必要に応じて陸閘、樋門等の自動化、電動化、フラップ化、遠隔操作化の施設改善。

3. 「地域防災力」の維持・向上

【対策1】学校教育、地域の防災講座等の地域住民に対する防災教育の充実に努めるとともに、防災士の活用や自主的な防災活動の中心となる防災リーダーを育成。

【対策2】浸水状況等を迅速に把握・周知するため、水防団、樋門操作員、NPO等関係者との情報ネットワークを構築。

4. 防災情報の共有、防災意識の向上

【対策1】浸水想定区域の指定・公表を着実に推進。

【対策2】洪水ハザードマップに、急激な河川水位の上昇があることの危険性、窪地や低地での内水はん濫などの局地的豪雨による被害特性を、住民に分かりやすく理解されるように工夫。内水ハザードマップとの連携についても推進。

【対策3】双方向型の通信により、平常時から住民等と河川に関する様々な情報を共有。非常時には時々刻々変化する河川情報をプッシュ型の情報提供手法も活用。

5. 降雨・河川水位の監視強化、予測の高度化

【対策1】洪水監視や情報提供の強化のための体制の整備と洪水予測等に用いるソフト共通基盤の整備。

【対策2】既存のレーダ雨量計に加え、高解像度の気象レーダを整備し、豪雨の実況監視を強化。

【対策3】警報機能を有した簡易な水位計等の設置による洪水の監視強化。

【対策4】低平地等のはん濫域について詳細地形データを整備し、洪水予測、はん濫予測モデルを高度化。

6. 適切な維持管理の推進

【対策1】河川の特性、土地利用等を考慮した河川維持管理計画を策定し、効果的、効率的な維持管理の徹底と、巡視結果、点検結果、施設台帳整備等の管理情報の蓄積と有効活用。